

保護者の皆様へ

緊急事態宣言の発出に伴う市内保育施設の対応について
(令和3年4月26日現在)

日頃より、本市の保育行政にご理解ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が発出され、東京都と関西圏3府県を対象に、令和3年4月25日より緊急事態措置が実施されることとなりましたが、今回の緊急事態宣言に伴う市内保育施設の対応については、今年1月からの緊急事態宣言に伴う対応と同様、以下の通りといたします。

保護者の皆様におかれましては、園児や保護者の皆様の健康を最優先し感染拡大を防ぐための対応として、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、感染拡大の程度によっては、これらの措置を変更する場合がありますので、ご留意願います。

記

- 1 引き続き、十分な感染症対策を講じた上での保育運営を行います。
行事やイベント等の開催については、人数制限や時間短縮等、開催方法を見直す場合や、延期や中止となる場合があります。
- 2 登園自粛の要請は行いませんので、利用者負担額の減額等はございませんが、家庭保育が可能な場合は、できる範囲で家庭保育をお願いいたします。登園する場合でも「遅めの登園・早めのお迎え」等のご協力をお願いいたします。
- 3 園児や職員に感染が確認された場合等は、必要に応じ臨時休園の措置をとる場合がありますのでご了承願います。
- 4 お子さんをはじめ、ご家族の皆様の体調管理等に引き続きご協力いただくとともに、各施設が行う感染症予防対策へのご協力も重ねてお願いいたします。
咳や発熱等の風邪症状があるときは、登園を控えていただくとともに、ご家族の皆様も含め、感染又は感染の疑いがある状況(PCR検査等の実施等)が確認された場合は、速やかに施設へご報告願います。